

綾部市都市計画マスタープラン(案)の概要

■ 都市計画マスタープランとは

- 都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の2に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称です。
- 住民に最も身近な自治体である市町村が、住民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、地域ごとの整備、開発又は保全の課題と方針をよりきめ細かく定めることのできるものです。

計画の役割

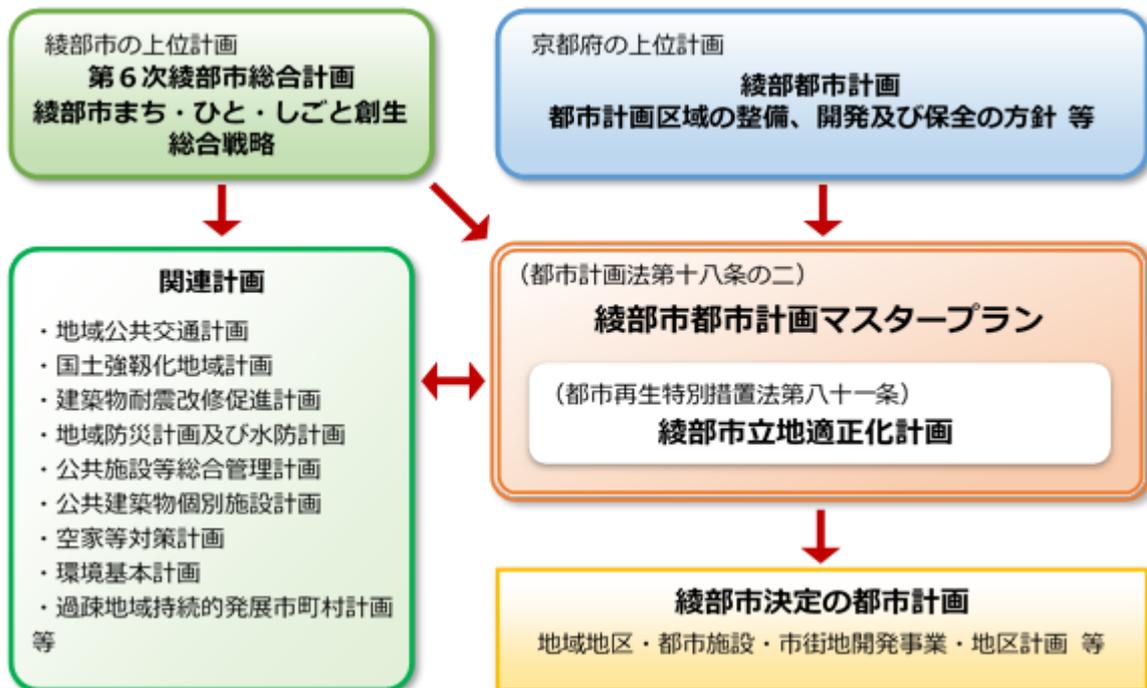
- 1 実現すべき都市将来像を具体的に示す。
- 2 将来のまちづくりや都市計画に対し、市民の理解を深める。
- 3 各都市計画間の相互の調整を図る。
- 4 土地利用の規制・誘導や都市施設等、都市計画に関する施策や事業の決定、変更の指針となる。

■ 計画見直しの背景と目的及び計画の位置づけ等

計画見直しの背景と目的

- 「綾部市都市計画マスタープラン」は、平成23年3月策定の「第5次綾部市総合計画」を受け、都市計画法に基づき平成25年12月に策定しました。
- 策定から約10年が経過し、その間の上位計画等の策定、まちづくりの進捗を受けて、社会情勢の変化に対応していくため、見直しを行う必要が生じています。
- 平成28年5月に区域区分を廃止した本市では、各地域の特色をいかした「コンパクトアンドネットワーク」の考え方によるまちづくりを目指しており、その実現に向けた取組の方向を明らかにすることを目的に見直しを行います。

計画の位置づけ



計画の対象区域

- 本市には、都市計画区域の内・外がありますが、市全域を一体的、計画的にまちづくりを進めていくため、**市全域**とします。

計画期間

- 長期目標として概ね20年後の令和25年度を展望しつつ、概ね10年後の令和15年度までを計画期間とします。

■ 都市計画マスタープランの構成

- 市全域を対象とした「全体構想」と地域ブロックごとに定める「地域別構想」の2段階構成

【全体構想】

目指すべき将来都市像と将来の都市構造を定めた上で、その実現に向けた分野別の基本方針を明らかにします。

将来目標の設定

- ・ 将来都市像
- ・ まちづくりの基本目標
- ・ 将来目標フレーム
- ・ 将来の都市構造

分野別の整備方針

- ・ 土地利用
- ・ 都市施設整備
- ・ 市街地整、住環境整備
- ・ 自然環境の整備又は保全
- ・ 景観形成
- ・ 都市防災

【地域別構想】

地域ブロックごとに地域の特性をいかしたまちづくりの方針を明らかにします。



地域づくりの目標・方針

- ・ 中南部地域
- ・ 西部地域
- ・ 中北部地域
- ・ 東部地域

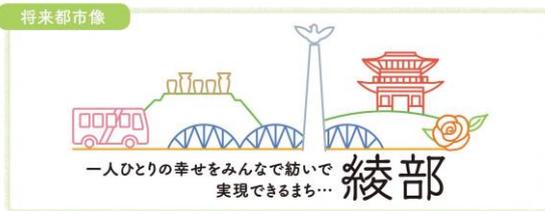
【実現化の方策】

将来像の実現に向けた取組と都市計画マスタープランの見直しの考え方を示します。

■ 全体構想 << 将来目標の設定 >>

将来都市像

- 本市の最上位計画である「第6次綾部市総合計画」で掲げられる将来都市像「一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部」の実現を目指します。

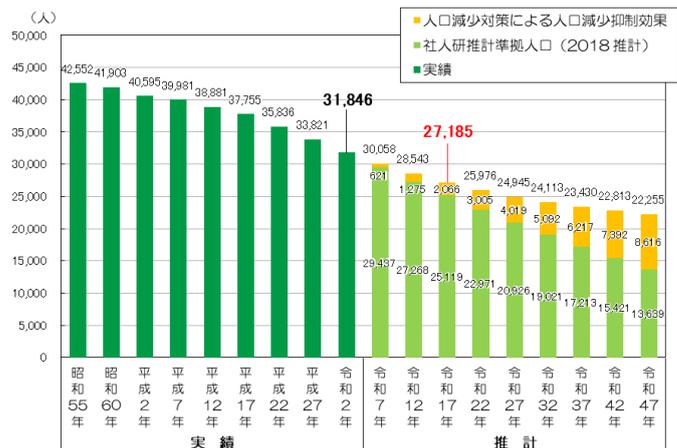


まちづくりの基本目標

- 目標1** 快適で住みよい生活圏と活力ある都市づくり
- 目標2** 生活・産業基盤が整った魅力ある都市づくり
- 目標3** 由良川水系等の自然・風土と調和した持続可能な都市づくり
- 目標4** 安全で災害に強い都市づくり
- 目標5** 市民等と行政の協働による個性をいかした都市づくり

将来目標フレーム

- 本市の人口は、市制施行時（昭和25年）の5.4万人をピークに一貫して減少が続いており、令和2時点で約3.2万人となっています。
- 令和17年における本市の人口は、令和2年より約0.7万人少ない約2.5万人まで減少する見込みとなっています。
- 上位計画との整合を図るものとして、令和15年の将来目標人口を約2.8万人として設定するものとします。

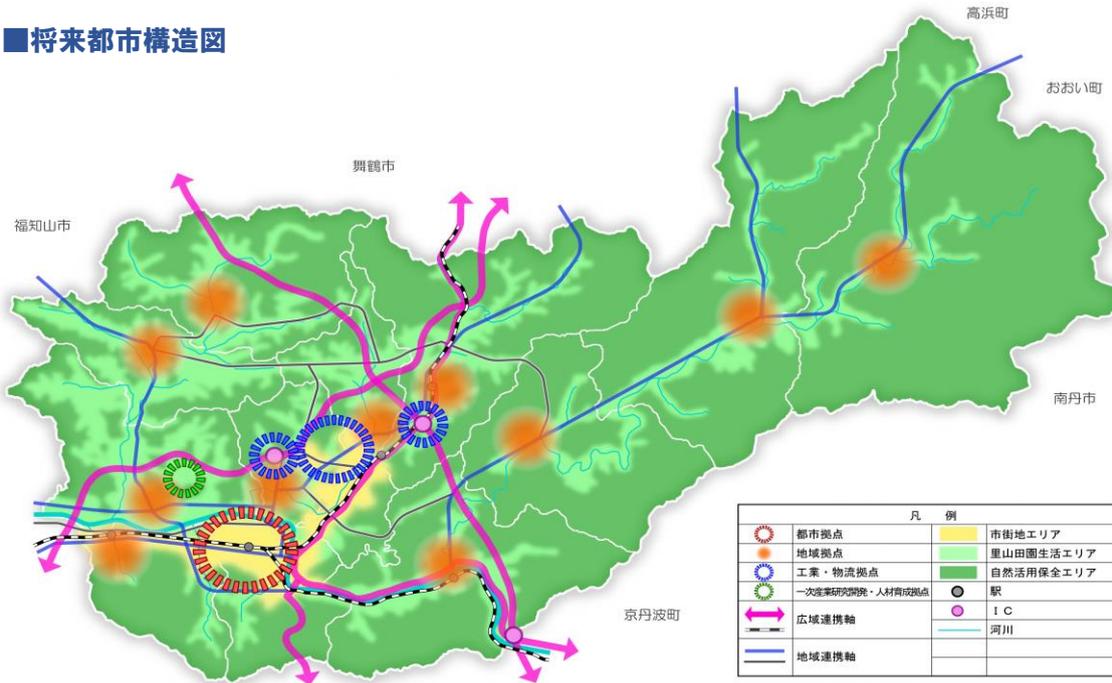


■ 全体構想 < 将来目標の設定 >

将来の都市構造

- 各拠点が地域特性に応じたまちづくりによって輝き、それぞれの拠点を交通ネットワークでつなぐ「コンパクトアンドネットワーク」による都市構造を目指します。

■ 将来都市構造図

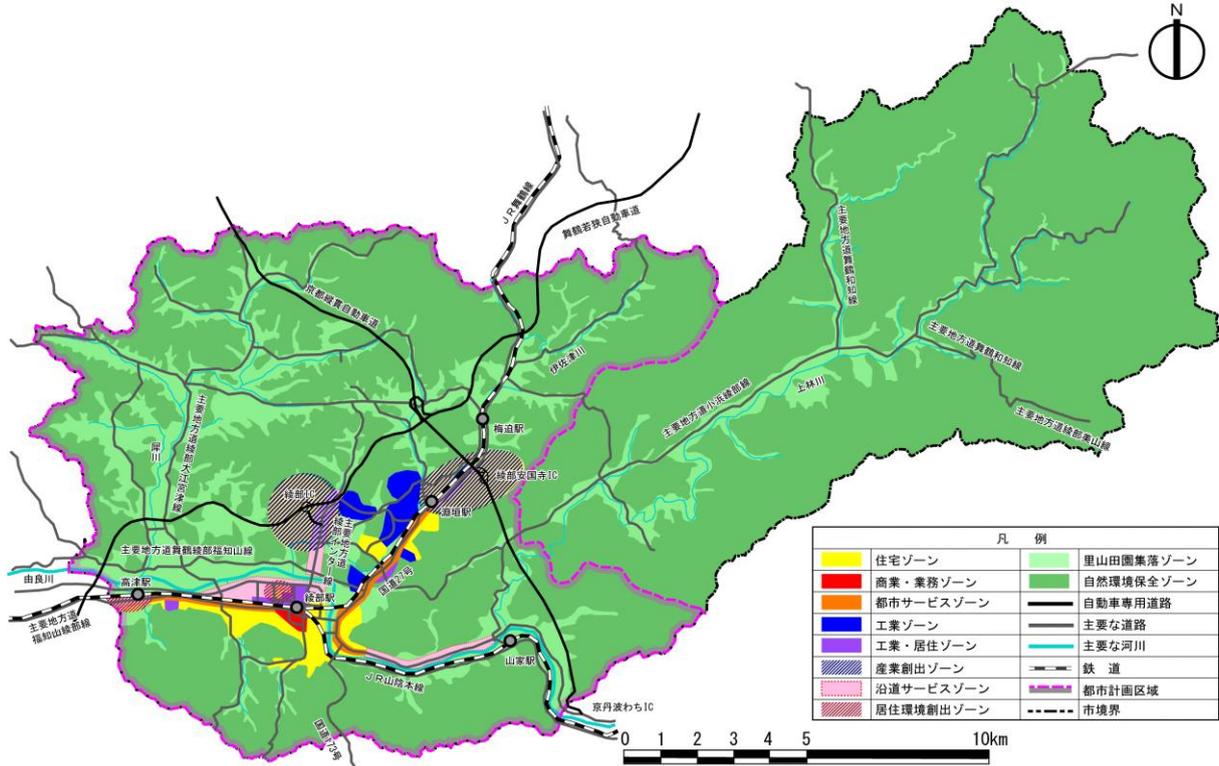


区 分		内 容
拠 点	都市拠点	<ul style="list-style-type: none"> JR綾部駅、市役所、綾部市立病院周辺を位置づけ 商業・業務、文化、医療、福祉、行政、交通結節等の都市機能の集積を促進し、多様で高度なニーズに対応する都市サービスを提供する複合的な都市機能の充実を図る
	地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点を除く、各地区の生活圏の中心地を位置づけ 都市拠点と有機的に連携しつつ、日常生活を支えるサービスの確保を図ることで、生活利便性を確保する
	工場・物流拠点	<ul style="list-style-type: none"> 京都府綾部工業団地、綾部市工業団地、綾部IC、綾部安国寺ICを位置づけ 主要産業となる工業、物流等の振興を図るとともに、既存企業との交流促進や、新たな企業誘致等により地域経済の活性化と就業場所の拡充を図る
	一次産業研究開発・人材育成拠点	<ul style="list-style-type: none"> 以久田野の京都府立農業大学校周辺を位置づけ 京都府フードテック基本構想に基づく拠点整備の推進を図る
都市連携軸	広域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> 舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道、国道27号、173号、JR山陰本線及びJR舞鶴線を位置づけ 行政区域を越えた広域的な交通・物流・交流に資する動線軸の形成を図る
	地域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> 主要地方道及び一般府道・市道の一部を位置づけ 市民の日常生活における利便性、アクセス性の向上を目指し、地域間の交通・交流に資する動線軸の形成を図る
エ リ ア	市街地エリア	<ul style="list-style-type: none"> 一定の人口や都市機能が集積する区域を位置づけ 住みやすく、快適で便利な都市環境が形成されるべきエリアとして、都市機能の維持・充実と計画的な都市施設整備を図る
	里山田園生活エリア	<ul style="list-style-type: none"> 市街地エリアを除く、里山、田園に囲まれ自然環境の優れた集落や農地等からなる区域を位置づけ 豊かな自然や、農業との調和を図りつつ、日常生活を支えるサービスが確保された居住環境を守ることにより、エリアの魅力向上に努め、田舎暮らしを希望する人々の移住・定住の促進を図る 地域資源をいかした産業、観光、交流を促進することにより、地域の活性化の促進を図る
	自然活用保全エリア	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然と里山風景をつくりだす森林、原野、河川等の区域を位置づけ 美しく清らかな自然環境に恵まれ、その保全が優先されるべき地域として景観に配慮し、森林の保全や林業の振興、自然環境をいかしたレクリエーションの場として活用を図る

■ 全体構想 <分野別の整備方針>

土地利用の方針

- ・将来都市構造で定める「市街地エリア」「里山田園生活エリア」「自然活用保全エリア」の整備方針に基づき、現在の土地利用状況を踏まえつつ、適正かつ合理的な土地利用の推進を図ります。



区分		主な内容
市街地エリア	住宅ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地の住宅地を位置づけ ・周辺環境に配慮し、良好な住宅地の形成を図る
	商業・業務ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・JR綾部駅周辺から市役所周辺までの商業地一帯を位置づけ ・商業・業務等の機能強化やまちなか居住を促進し、都市拠点の中心地として活性化を図る
	都市サービスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の主要地方道福知山綾部線及び国道27号の沿道を位置づけ ・既存の各種業務施設の活性化を促進するとともに、交通の利便性をいかし、商業、工業、物流等の業務施設の立地を促進し、都市サービスが提供できる地域として土地利用を図る
	工業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府綾部工業団地、綾部市工業団地等の既存の工業利用地を位置づけ ・本市の主要な産業集積地として、未利用地の有効活用、既存企業の規模拡大、既存産業との連携交流を推進し、経済の活性化と雇用の促進を図る
	工業・居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・JR綾部駅北側及び国道27号、主要地方道福知山綾部線沿道の工業系市街地を位置づけ ・周辺の住環境に配慮した生産環境の形成に努め、住宅と工業が共存する区域として土地利用を図る
	産業創出ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・綾部IC周辺、綾部安国寺IC周辺を位置づけ ・既存の工業地とあわせ府北部の産業の中心となる新たな産業用地の充実を図る
	沿道サービスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・国道27号、主要地方道福知山綾部線、綾部インター線、青野町から延町までの区間の市道高津旭線沿いの市街地とインターチェンジ等の交通の要衝と連絡する沿道区域を位置づけ ・周辺の居住環境や自然環境との調和を保ちつつ、恵まれた交通アクセスをいかし、主要な幹線道路沿いの都市機能の充実を図る
	居住環境創出ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・JR綾部駅北側や高津駅周辺を位置づけ ・JR綾部駅を中心に都市機能が集約した市街地形成を基本としながら、人口減少の抑制に向けた住環境の整備を図るため、宅地開発ニーズ等の高まりに応じて、災害リスクや周辺農地への影響を考慮しつつ、計画的な宅地化を検討する
生活エリア 里山田園	里山田園集落ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・里山田園生活エリアに点在する集落を位置づけ ・人口減少、少子高齢化に対応するため、居住環境の維持、向上を図って定住人口の安定化や増加を促進し、地域特性に応じた土地利用を図る ・周辺の居住環境や自然環境との調和を保ちつつ、身近な生活圏内に日常生活に必要な店舗等を配置し、快適に暮らしやすい生活環境が形成可能な土地利用を進める
保全エリア 自然活用	自然環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境や、里山風景をつくりだす、森林、原野、河川等は、土砂流出防止等の防災機能の維持を図るとともに、土地の保全や水源かん養のほか、景観等の観点から自然環境の保護・保全に特に配慮し、開発行為等を抑制して森林の育成、保全、林業の振興を図る ・自然環境の保全を最大限に配慮して自然とのふれあいの場として活用を図る

■ 全体構想 <<分野別の整備方針>>

都市施設整備の方針

<道路・公共交通>

■ 道路・交通施設整備方針図



主要な整備方針

【道路】

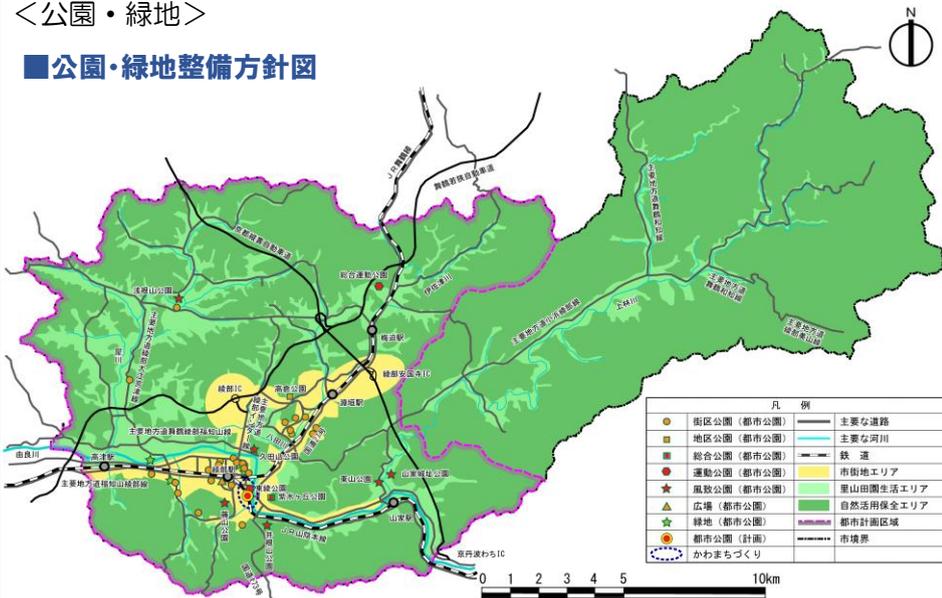
- ・京都縦貫自動車道等の整備促進
- ・主要な幹線道路(国道27号、173号)の改良と活用
- ・幹線道路ネットワークの拡充
- ・市民との協働による道路づくり
- ・安全・安心な道路ネットワークの機能充実

【公共交通】

- ・地域内交通の維持と利便性の向上とラストワンマイル対策
- ・広域的な連携・交流の強化

<公園・緑地>

■ 公園・緑地整備方針図



主要な整備方針

- ・都市公園の整備、再生、保全
- ⇒「かわまちづくり事業」の検討
- ・公園施設の長寿命化の推進
- ・市民との協働による公園管理

<上下水道・河川>

■ 上下水道・河川整備方針図



主要な整備方針

- ・水道の安定供給
- ・地域の特性に応じた下水道等の整備推進
- ・安全・安心な川づくり
- ⇒由良川の氾濫リスクを抑制、河川流域の関係機関と連携した治水対策

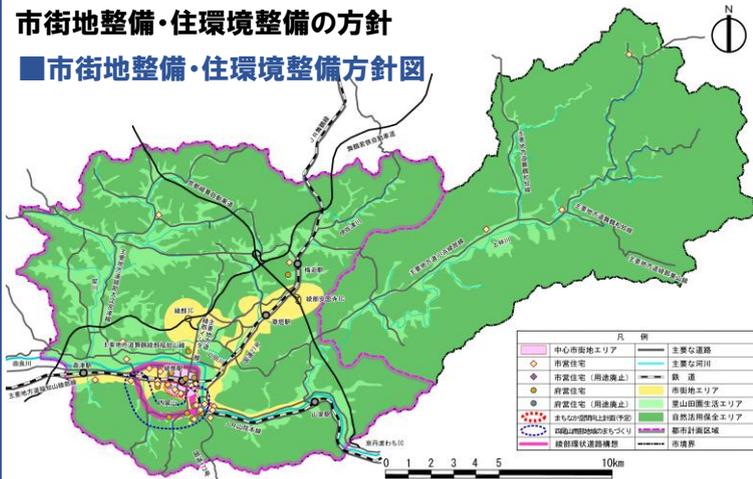
<その他の都市施設の整備方針>

- ・ごみの処理施設維持管理と減量化
- ・し尿処理施設の適正な維持管理
- ・斎場と墓地の適切な維持管理
- ・市営駐車場の集約化による再配置と運営の見直し 等

全体構想 <分野別の整備方針>

市街地整備・住環境整備の方針

市街地整備・住環境整備方針図



主要な整備方針

【市街地】

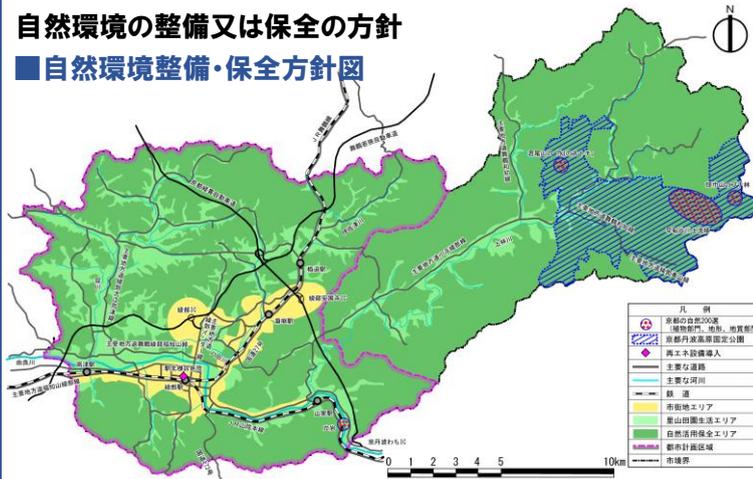
- ・計画的な土地利用
- ・市街地の整備（都市の基盤整備）
- ・市街地中心部の活性化
- ・四尾山南部地域のまちづくりの検討
⇒綾部環状道路沿道の区域における新たなまちづくりを検討

【住環境】

- ・住環境の整備
⇒「まちなか空間向上計画」の策定
⇒居住環境創出ゾーンでの宅地化の推進
- ・公営住宅の整備
- ・定住促進

自然環境の整備又は保全の方針

自然環境整備・保全体方針図

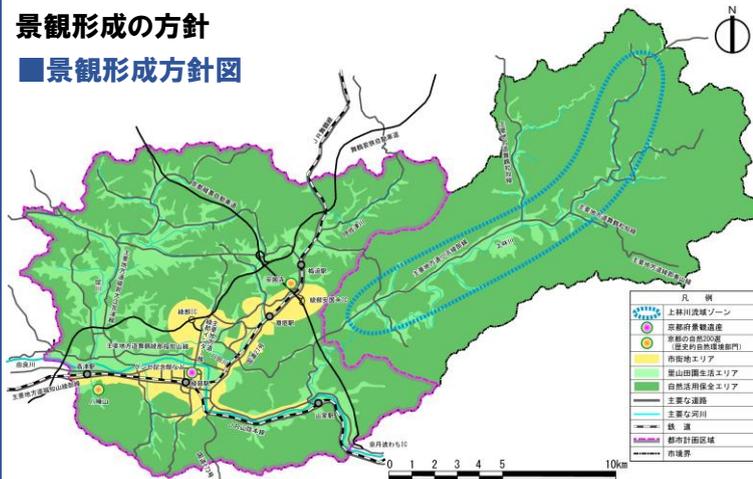


主要な整備方針

- ・計画的な土地利用の規制、誘導
- ・貴重な自然の保全
- ・市民との協働による自然環境の保全、活用
- ・地球温暖化抑制対策の推進

景観形成の方針

景観形成方針図



主要な整備方針

- ・里山・自然景観の保全
- ・歴史的資源と調和した安らぎを感じる景観の保全
- ・市街地における賑わいと活気を感じる景観の創出
- ・市民との協働による景観形成

都市防災の方針

都市防災方針図



主要な整備方針

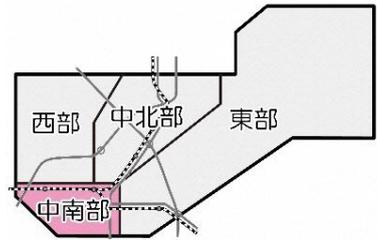
- ・防災体制の強化
- ・自然災害の防止
- ・不燃化・耐震化等の促進
- ・防災拠点等の整備
- ・避難所、緊急輸送道路・避難路の整備
- ・ライフライン施設の耐震化の促進
- ・地域コミュニティによる防災まちづくりの推進

地域別構想

中南部地域(綾部地区、中筋地区)

整備目標

森林に囲まれ清流由良川に沿って広がる美しいまち並みと、歴史的・文化的資産を保有する市街地は、これらの特性と資産をいかしつつ、都市施設の充実や、集積する多様な都市機能等を有効に活用し、都市拠点づくりを目指します。



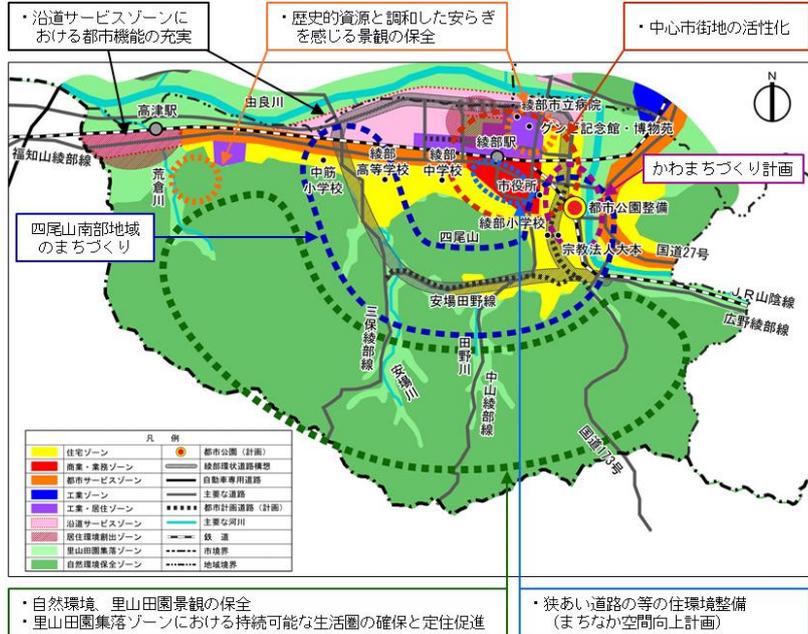
まちづくりの基本方針

- ①魅力ある都市拠点づくり
- ②まちなか居住の促進による活力の再生
- ③既存工場の操業環境の維持
- ④道路、下水道等の都市施設の充実
- ⑤自然環境と歴史景観の保全と活用

主な整備方針

- ・計画的な土地利用
⇒特定用途制限地域の見直し
- ・中心市街地の活性化
⇒空き地・空き家対策などまちなか居住の推進
- ・住環境の整備
⇒市街地周辺での計画的な宅地化の検討
- ・四尾山南部地域のまちづくりの検討

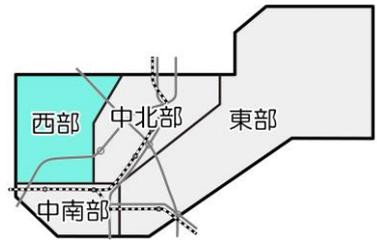
中南部地域のまちづくり方針図



西部地域(豊里地区、物部地区、志賀郷地区)

整備目標

自然環境の豊かな里山、田園の集落で、自然、農業と共生しながら快適に暮らし、農林業や里山等の地域資源を有効に利活用した交流等により、地域の活性化を目指します。



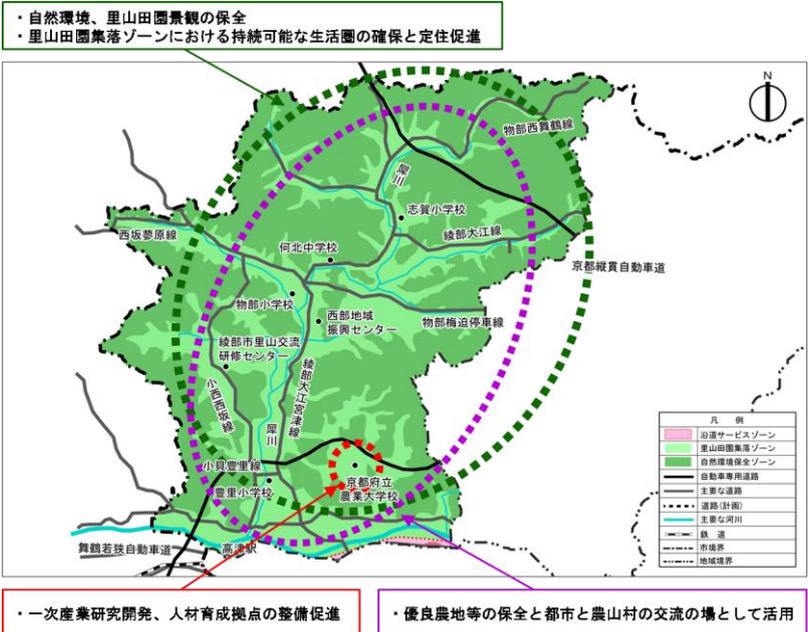
まちづくりの基本方針

- ①定住促進と地域コミュニティの維持
- ②日常生活を支援する商業・サービス機能等の確保
- ③道路、汚水処理等の都市施設の充実
- ④地域資源をいかした産業振興と雇用の創出
- ⑤里山の自然環境の保全

主な整備方針

- ・計画的な土地利用と定住促進
⇒西部地域消防防災拠点及び西部地域振興センターの整備
- ・一次産業研究開発・人材育成拠点
⇒京都フードテック基本構想に基づく拠点整備のための地区計画策定

西部地域のまちづくり方針図



地域別構想

中北部地域(吉美地区、西八田地区、東八田地区)

整備目標

舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道、国道27号等の恵まれた交通アクセスをいかした産業拠点づくりを目指します。

また、自然環境の豊かな八田川上流や伊佐津川流域等の里山、田園の集落では、自然、農業と共生しながら快適に暮らし、農林業や里山の利活用を通じた交流により、地域が活性化するまちづくりを目指します。



■中北部地域のまちづくり方針図

まちづくりの基本方針

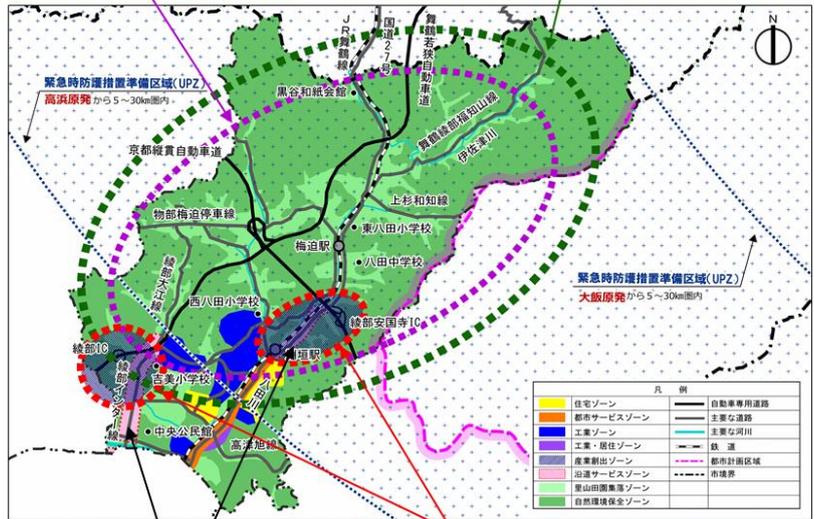
- ①新たな産業用地の創出と幹線沿道の都市機能の充実
- ②定住促進と地域コミュニティの維持
- ③日常生活を支援する商業・サービス機能等の確保
- ④道路、下水道等の都市施設の充実
- ⑤地域資源をいかした産業振興と雇用の創出

主な整備方針

・新たな産業用地の創出
⇒インターチェンジを中心とするエリアを産業創出ゾーンに定める

・優良農地等の保全と都市と農山村の交流の場として活用

・自然環境、里山田園景観の保全
・里山田園集落ゾーンにおける持続可能な生活圏の確保と定住促進



・沿道サービスゾーンにおける都市機能の充実

・産業基盤の強化による企業誘致と振興を図り、雇用に確保

東部地域(山家地区、口上林地区、中上林地区、奥上林地区)

整備目標

自然環境の豊かな里山、田園の集落で、自然、農業と共生しながら快適に暮らし、農林業や里山等の地域資源を有効に利活用した交流等により、地域の活性化を目指します。



■東部地域のまちづくり方針図

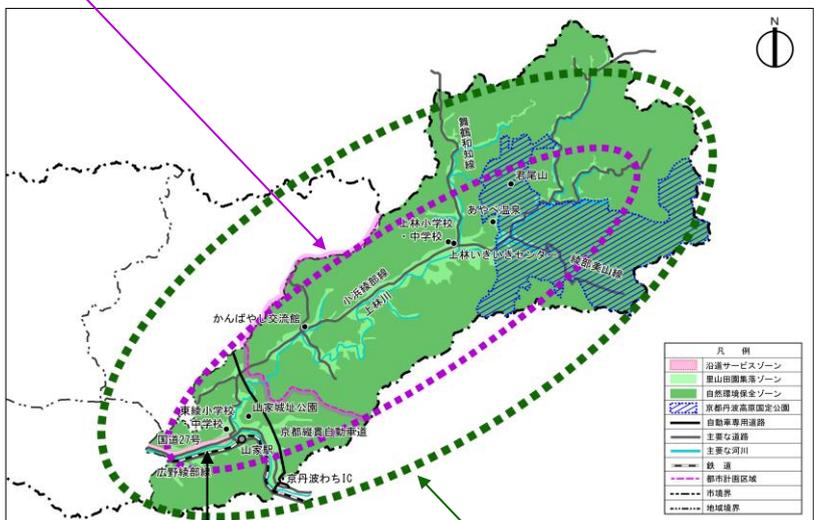
まちづくりの基本方針

- ①定住促進と地域コミュニティの維持
- ②日常生活を支援する商業・サービス機能等の確保及びラストワンマイルの支援
- ③道路、汚水処理等の都市施設の充実
- ④地域資源をいかした産業振興と雇用の創出
- ⑤里山の自然環境の保全と活用

主な整備方針

・道路・交通施設
⇒あやバスの維持とラストワンマイル支援の取り組み
・自然環境整備と保全
⇒京都丹波高原国定公園活用のための施設整備の推進

・農地等の保全と都市と農山村の交流の場として活用



・沿道サービスゾーンにおける都市機能の充実

・自然環境、里山田園景観の保全
・里山田園集落ゾーンにおける持続可能な生活圏の確保と定住促進